

広報

ほ
くりゅう

2023

5

No.693

新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策…2P
北竜土地改良区予算等…18～23P
ようこそ北竜へ…25P



今月の
表紙

4月7日、13名の新入生を迎えて真竜小学校入学式が行われました。在校生が迎える中、校長先生の式辞に続いて新入生の紹介が行われ、一人ひとり名前が読み上げられると、元気良く手を挙げて大きな声で返事をしていました。

令和4年度 新型コロナウイルス感染症への 北竜町の緊急経済対策

■計89,571千円 / 30事業

■新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止

【42,787千円 / 15事業】

事業名	金額(千円)
新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止対策事業	33,226
町立診療所玄関工事事業	1,749
ひまわりまつり感染症対策事業	1,239
マイナンバーカード交付促進事業	6,432
インフルエンザ予防接種費助成事業	142

■生活に困っている世帯や子育て世帯への支援

【2,884千円 / 3事業】

事業名	金額(千円)
高齢者世帯等生活支援事業	1,340
子育て世帯食材費支援事業	800
原油価格等高騰対策灯油等購入助成事業	744

■地域経済の維持・継続

【35,544千円 / 7事業】

事業名	金額(千円)
地域振興券発行事業	26,344
中小企業・小規模事業者支援事業	2,400
原油価格・物価高騰対策事業者支援事業	4,200
生活交通原油価格等高騰緊急支援事業	1,600
地域経済活性化事業	1,000

■子どもの学習支援・学習環境の整備

【1,356千円 / 4事業】

事業名	金額(千円)
学校保健特別対策事業費補助金	992
小学校校外学習感染症対策事業	228
中学校校外学習感染症対策事業	136

■新型コロナ収束後の地域経済の活性化・観光の振興

【7,000千円 / 1事業】

事業名	金額(千円)
サンフラワーパーク北竜温泉宿泊割引助成事業	7,000

北竜町指導農業士・農業士会 研修会

3月6日にJAきたそらち北竜支所で、北竜町指導農業士・農業士会主催の農業者研修会が開催され、関係者28名が出席しました。

研修会では、北海道農業会議 佐藤匡紀農政・業務担当部長より「水田農業の直接支払交付金制度・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要について」と題し、ご講演いただきました。

米の需要減少が進む中で、農地の集積や地域計画の策定時期など、地域農業の未来を見つめ直す機会となりました。



北瑞穂生産組合から 「おこめチップス」の寄贈

北竜町の特産品の拡充を目指し開発されたスナック菓「おこめチップス」の完成報告に、北瑞穂生産組合の永井稔さんと安達明広さんが3月20日来庁され、町に同商品を寄贈されました。

原材料には北竜町産のお米「北瑞穂」とひまわり油が用いられ、パッケージには北竜町のご当地ヒーローノースドラゴンがデザインされた、北竜町を感じられる商品となっており、現在、道の駅 北竜温泉や商業活性化施設ココワ、深川市の道の駅などを中心に販売されています。



株式会社竜西農場から 町に寄付

3月20日、株式会社竜西農場代表取締役の安達明広さんが役場を訪れ、クラフトビール「HOKURYU CRAFT」の売り上げの一部を町に寄付されました。

同商品は、北竜町産のお米や黒千石大豆・ひまわりすいか・ひまわり油の種などを原材料に用いられており、商品化において協力を得た町への感謝を込めて寄付されたものです。寄付金は佐野町長が受け取られ、町のために大切にに使わせていただきます、とお礼が述べられました。



議会だより

北竜町議会

議会構成決まる

議長



ささき かつひろ
佐々木 康宏

副議長



なかむら しのぶ
中村 尚一

3月31日に改選後初の臨時議会が招集されました。臨時議長（木村和雄議員）による、仮議席の指定、議長の選挙を行い、佐々木康宏議員が議長に当選しました。

その後、佐々木議長により、副議長選挙、議席の指定、常任委員・議会運営委員の選任、各一部事務組合の議員選挙、監査委員の選任、広報特別委員会の設置、閉会中の所管事務調査について可決し閉会いたしました。

就任のご挨拶

議長 佐々木康宏

第十二代、北竜町議会議長に就任をいたしました。よろしくお願いをいたします。

北竜町は、今、大きな時代のうねりの中でどこに着地点を見つけ出し、何をチャンスととらえるのかという方向性を決めて行かなければなりません。町民の皆さんの声を一つ一つていねいにお聞きいたします。

そのために議員は地域各地におります。

町長と議会は二元代表制であり、共に選挙で選ばれた機関です。政策提案権は町長にありますが決定権は議会にあります。議員にも自らの政策

についての意見発言権があります。議員は多人数ですから、町民の皆さんの多くの意見を聴く数を有しています。どうか、皆さんの身近な議員に様々なご意見をいただきたいと存じます。

過去から学びとること、現在をしつかり分析すること、

未来にどう向かっていくかをしっかりと考えて行かなければなりません。価値を高めている農業と北竜町の歴史の中では未だ三分の一程度を占める年数ではありますが、「ひまわり」を私たち町民全員で育てて来た自信を、もっと大きくしなくてはならないと思っています。課題を成長の原動力とすることです。

今回の当選されました議員各位の抱負をお知らせする機会も検討します。選挙も無く、選挙広報の発行も出来ませんでした。

議会報告会等を含めて「開かれた議会」に努めます。皆様の議会・町政に関するご意見をお寄せ下さい。よろしくお願ひ申し上げます。

常任委員会及び議会運営委員会の構成

○総務産業常任委員会

- 委員長 尾崎 圭子
- 副委員長 松永 毅
- 委員 寺垣 信晃
- 委員 佐藤 稔
- 委員 木村 和雄
- 委員 中村 尚一

○議会運営委員会

- 委員長 寺垣 信晃
- 副委員長 木村 和雄
- 委員 尾崎 圭子
- 委員 中村 尚一

一部事務組合議会議員

北空知広域水道企業団

議会議員

松永 毅

北空知衛生施設組合

議会議員

中村 尚一

北空知圏学校給食組合

議会議員

寺垣 信晃

深川地区消防組合
議会議員

木村 和雄

北空知衛生センター組合
議会議員

尾崎 圭子

中・北空知廃棄物処理
広域連合議会議員

佐々木 康宏

同意

監査委員の選任について

議会議員選任

佐藤 稔

広報特別委員会の設置

○広報特別委員会

- 委員長 寺垣 信晃
- 副委員長 木村 和雄
- 委員 尾崎 圭子
- 委員 中村 尚一

定例会

令和5年第1回定例会は3月7日に招集され、提出された案件を審議し閉会いたしました。

委員会報告

総務産業常任委員会

■調査期日 12月16日

■調査事項 農業後継者及び担い手対策事業について

■調査結果 指摘事項なし

■調査期日 1月17日

■調査事項 町道及び公共施設等の除排雪状況について

■調査結果 指摘事項なし

災害対策特別委員会

■会議規則第76条の規定により最終報告

■まちづくり等調査特別委員会

■会議規則第76条の規定により最終報告

北竜町農業の未来を考える特別委員会最終報告

■会議規則第76条の規定により最終報告

北竜町個人情報保護審査会
条例の制定について

○北竜町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○北竜町選挙ポスター掲示場設置条例の一部改正について

○北竜町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

○北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について

原案可決

○財産の無償譲渡について

○桜岡団地D棟建設・駐車場整備工事請負契約の締結について

○職員等の定年等に関する条例の一部改正について

○職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部改正について

○北竜町個人情報保護法施行条例の制定について

○令和4年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について

○令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について

○令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について

○令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について

○令和4年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について

既定予算から1,923千円を減額し、予算総額を281,474千円とする補正予算

既定予算から264,116千円を減額し、予算総額を3,744,316千円とする補正予算

既定予算から22,399千円を減額し、予算総額を281,474千円とする補正予算

既定予算から1,923千円を減額し、予算総額を281,474千円とする補正予算



円を減額し、予算総額を101,989千円とする補正予算

○令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

既定予算から191千円を減額し、予算総額を39,184千円とする補正予算

○令和4年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

既定予算から11,894千円を減額し、予算総額を287,548千円とする補正予算

○令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)について

既定予算から21,094千円を減額し、予算総額を470,279千円とする補正予算

○令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第4号)について

既定予算から668千円を減額し、予算総額を120,596千円とする補正予算

○令和4年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第5号)について

既定予算から4,725千円を減額し、総額を224,742千円とする補正予算

委員会報告

予算審査特別委員会

■調査期日 3月9日～10日
■審査事件 令和5年度予算会計(8会計)、北竜町国民健康保険条例の一部改正について 外

■審査結果 文書による指摘2件、口頭による意見2件を付与し、原案通り可決すべきものと決定する。

意見書提出

次の意見書を可決し、関係省庁に送付いたしました。

○物価高における農産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策の強化についての意見書

一般質問

3月7日に開会された第1回定例会では、4名の議員から5件の一般質問がありました。



小松議員

帯状疱疹ワクチン接種について

小松議員

帯状疱疹は80歳までに3人に1人が発症すると言われていて、50歳以上の人はワクチンを接種することによって予防することができます。

自治体によってはワクチン補助をしているところもあるが、北竜町として接種費を助成する考えはないか伺う。

佐野町長

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気であり、赤い斑点と水ぶくれが帯状に生じ、痛みを伴う。加齢や疲労、ストレスなど、免疫力の低下が原因となり、50歳代から発生率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われていて、

理に心がけ、免疫力が低下しないようにすることが大切だが、ワクチン接種により予防することができる。

現在2種類のワクチンがあり、接種を受けた場合、それぞれ1万円、若しくは5万円程度かかる。全国的にもワクチン接種に対する助成の動きがみられるが、道内自治体の助成状況については、5町で助成を実施している。帯状疱疹ワクチンについては、接種を希望する方が任意で受ける予防接種と位置付けられているため、本町においてワクチン接種の助成について検討した経過はないが、患者数の増加や、合併症のリスクもあるため、助成について検討していきたい。



尾崎議員

マイナンバーカードの是非と今後の扱いについて

尾崎議員

個人識別番号「番号法」が

成立したのが平成25年5月、令和2年での全国普及率は16

%だったのが、マイナポイントの付与で令和4年10月末に51.1%、その後ポイント付与最終2月末で全国平均が70%を超える結果となった。

しかし、個人情報漏洩やセキュリティ体制への不信任感、銀行口座との紐付けや紛失した場合の不安がある中、カードの設計不良も発生している。本町では時間外窓口を設けて平日に来庁できない町民や普段出向けない方には出前の方法でも取り組まれていることは存じている。

○時間外窓口開設に要した人員・時間・日数と、後も取り組む予定はあるのか。
○取得希望しない町民は今まで通りで可能か。

以上理事者に伺いたい。

佐野町長

1月末時点での全国カード交付率は60.1%であり、北竜町は77.35%となつて未取得者は300人程である。カードのセキュリティについては、カード本体にはプライバシー

性の高い情報は記録されておらず、不正に情報を取得しようとするると自動的に情報が書評され、更に使用時には必ず暗証番号が必要になるなど、万全な対策が施されている。

国は「デジタル田園国家構想交付金」としてカードの申請率の高い自治体へ、優先してデジタル化の推進に必要な交付金を交付するとしている。本町の時間外窓口の取り組みは令和2年7月より取り組んでおり、当初は月に3回開設しておりましたが、現在は月一回、戸籍係2名が対応し、開設時間は17時15分から19時2月までに46回開設、利用者は38人となつており、今後もカード申請者に対する商品券の交付や出張申請の対応など、申請しやすい環境づくりを継続する。

また、これまでの健康保険証は令和6年で廃止し「マイナ保険証」へと転換するが、未取得者や紛失した人などには資格確認書を発行する規定も盛り込んでいる。

藤井議員



各種助成金について

藤井議員

北竜町では老人世帯において、除雪にかかった費用の領収書を持つて行き、申請すると2分の1の助成がもらえるが、請求書等で町が支出できないか。後から領収書の提出をすることで、本人の負担を減らせないか。

次に土地取得や設備投資等の助成金の先払いをできないか。又、金額の大きいものには保証人等を付け、対応できないか。同じ金額の助成であっても利用する側からは先に支出して頂けると、大きなお金を用意しないで済むため効果があると思うが、理事者の考えを伺いたい。

佐野町長

現在、本町では各助成金の交付に係る条例、要項、財務規則等では概算払いに関する記述はほぼなく、申請者の支

払実績に応じて助成金の支出行っているのが現状である。

仮に代金の支払い前に町が助成金を支出すると、申請者から契約書等を添付した申請書、概算払い請求書を頂き、8割までの概算払いを行う。その後、支払い完了後に領収書等を添付した申請書を頂き、精算払いとして残りの2割を支払う事となる。

又、申請者の支払いがなされなかった場合、町が支出した助成金の返還作業が生ずる等、申請者は複数回申請作業が生じ、これまで以上に事務が繁雑すると予想される。

これらの事務手続きは、町が公金を支出する上では、欠かすことができない。又、定住促進条例や商工元氣支援応援条例に規定されている土地取得、家屋等の新築に係る奨励金等では、前払いされるべ

きものではないと判断しているため、ご理解頂きたい。

藤井議員

前払いを地元企業の利用や請求書で対応できないか。

定住促進、商工会支援条例の関係で前払いされるべきではないとのことだが、仮に先に8割出せて、後で2割となれば、足を何回も運んでも苦にならないのではないか。他町で行なっていない事に挑戦して頂きたい。

高齢化が進み、運転免許の返納が進むが、場合によっては職員が申請者宅に出向く等のサービスも必要となるのではないか。

佐野町長

助成金を前払いするとなると、行政としては、規則・定期監査等で多くの書類対応等があり、整える必要がある。出来る範囲の中で、推奨しやすい方法を考えて行く。

今後、職員が出向く事についても、職員と共に構築して行く。





藤井議員

SDGsについて

藤井議員

SDGsの取り組みが広がっているが、北竜町ではどのようなことを検討しているのか、

又、ペーパーレス化について検討されているのか。インターネット環境の拡充、SDGsの考え方が広がる中、紙等の印刷物が減ってきているが、町の広報誌等は変わらず、全戸配布されている。回覧板があることにより近所の方の様子もわかる利点もあるが、パソコン等の普及が進んでいる中、減らして行くような取り組みはしているのか。又、一緒に配布されている書類をHPで閲覧できれば、さらに良い。費用面でも印刷、紙代の費用等も削減ができ、町内会役員の負担も軽減できると考えるが、理事者の考えを伺いたい。

佐野町長

北竜町におけるSDGsの取り組みについては、国際目標となる17のゴールに対し「北竜町総合計画」の各施策を組み合わせつつ、ひまわりの町北竜に似合う活動を検討したいと考えており、令和5年度に予定している後期計画の策定に反映できるように進めている。

庁舎内のペーパーレス化については、デジタル化検討委員会を配置し、自治体DXの推進と併せ検討を進め、現在一部の会議ではタブレット端末を使用したペーパーレス会議の実施や予算策定時における予算見積資料の電子化等を実施している。町内会配布物の電子化、インターネットでの閲覧については、現在、町広報はホームページでの閲覧は可能、他の

配布物の掲載はしていない。スマートホン等の普及によりインターネット環境は一定程度普及していると考えながら、子供から高齢者まで幅広い年代に見てほしいという観点から、配布については町内会長等に意見を伺い、進めていく。

藤井議員

配布物全てが町ホームページで閲覧できるか、又は町広報以外は各々のホームページなどで閲覧できればと思う。広報誌は保育園・学校等に置けないのか。町内会長に聞くとのことだが、アンケート調査をし、検討してはと思う。

佐野町長

議会等でも、タブレットによる説明は、まだ時間がかかると。十分に準備し検討して行く。



中村議員

北竜町議会議員選挙について

中村議員

この度、町議会議員選挙が執行され、現職4名、新人3名の合計7名が無投票当選した。1名の欠員となったが、今後、議会運営においても影響があると思うが、今後の議員の後継者、担い手対策について町長の見解を伺いたい。

佐野町長

今回の町議会議員選挙の結果については、再選挙は免れたものの改選時から欠員が生じる事態となった。全国的にも地方議会議員のなり手不足が報道されており、国が提唱する「地方創生」推進のためにも抜本的な改革が望まれるところである。

議員と共に、一人でも多くの方が町行政に参加いただき「議会議員になりたい。」と思っただけの方を育てたいと考えている。

中村議員

来年の補欠選挙にて候補者が出ないと、今後定数削減の声が出てくるのが危惧されることがあったが影響はあったか。

佐野町長

行政運営には、特に影響がなかったものと思っている。

中村議員

議員のなり手不足は、かなり前から問題視されており、各地で様々な取り組みがされてきた。議会としても何らかの取り組みが必要である。

幼少期から他人を思う幅広い教育が必要であると思われるが、保育園・小中学校を通じて指導が必要なのではないか。

有馬教育長

教育執行方針にもあるように、全て子どものため、町民

のためのスタンスの教育を行っていく。

中村議員

今回からは供託金が必要になった。今回の告示日は祝日だった。郵便局の働き方改革の関係により、選挙期間が6日間となった。2月28日投票日という特例選挙で行い、さらに特例により公職選挙法による町議会議員は5日間の選挙期間とならないか関係する他の町とも協議が必要なのではないか。

佐野町長

栗山町の「議員の学校」や議員確保の取り組みをされた町もあり議会とともに議員確保のための検討を進めたい。選挙期間については選挙管理委員会とも検討していきたい。町村会でも問題がなかったか確認したい。



活動報告

【4月】

- 3日…やわら保育園入園式
- 7日…真竜小学校入学式、北竜中学校入学式、交通安全祈願祭
- 19日…総務産業常任委員会
- 24日…例月出納検査（監査委員）
- 25日…北空知衛生施設組合臨時議会

活動予定

【5月】

- 17日…北竜町開拓記念式及び北竜町表彰条例に基づく表彰式
- 19日…空知町村議会議長会臨時総会
- 23～24日…全国議長・副議長研修会
- 26日…中・北空知廃棄物処理広域連合臨時会、北空知議長連絡協議会総会
- 未定…例月出納検査（監査委員）

議員の賛否の公表

（北竜町議会では予算議会における議員の賛否を公表することとしています）

令和5年第1回定例会（会期：3月7日～14日）

○：賛成 △：意見を付与して賛成 □：修正を求め賛成 ×：反対 -：議長の為賛否無し

▽議案 件名	中村	尾崎	北島	小松	小坂	松永	藤井	佐々木
教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町表彰条例に基づく表彰について（4名）	○	○	○	○	○	○	○	-
財産の無償譲渡について	○	○	○	□	○	○	○	-
桜岡団地公営住宅D棟建設・駐車場工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	※	-
職員の定年等に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町個人情報保護法施行条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町個人情報保護審査会条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町選挙ポスター掲示場設置条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-
北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	-

次ページに続く

予算審査特別委員会における議員質疑（意見附与・修正を求めた質疑）

質疑内容	答弁内容
<p>『サンフラワーパーク北竜温泉レストランについて』 特産品を使用したメニュー開発を任務としている地域おこし協力隊について、レストラン調理員として当初採用していたが、現在、町内飲食店に勤務しながら料理教室や広報へのメニュー掲載などを行っている。 サンフラワーパーク北竜温泉の調理師については、これまでも数名の採用があったが、短期間で退職に至っている現状から、抜本的な解決策の検討をしていかななくてはならないのではないか。</p>	<p>短期間での退職は病気や家族の病気等の理由があったの退職であるが、調理師の確保に全力を挙げ取り組みたい。</p>
<p>『介護福祉士修学資金貸付について』 永楽園介護職の確保に苦慮している状況を踏まえ、保健師就業資金貸付や保育士就業資金貸付同様、介護福祉士修学資金貸付についても北竜町在住者及び出身者以外も対象にするなど対象要件の緩和について検討願いたい。</p>	<p>介護福祉士を目指す人も少ない事から改正について検討したい。</p>
<p>『ひまわりの展望台について』 今後どうしていくのか早急に検討願いたい。</p>	<p>資材高騰の中、建設費が倍以上になった。社会情勢、経済情勢、北竜町の財政規模でどれくらいのことが出来るか、もう一度検討していきたい。</p>
<p>『带状疱疹ワクチン接種助成について』 町民の带状疱疹による身体負担や医療費の削減等を図るため、予防接種実施について検討願いたい。</p>	<p>年内に改正できるように取り組んでいきたい。</p>



ご挨拶のこと
 この度、私儀、先の北竜町議会議員選挙におきまして初当選させて頂きましたこと、この紙面をおかりし、町民の皆様には厚く御礼申し上げます。また、先般開会されました令和5年第2回北竜町議会臨時会に初登壇を折り、議会運営委員長並びに広報特別委員長の選任を賜り歴代の諸先輩議員が担われてこられた重責に思いを致す時、甚だ不肖力不足の身を嘆かざるを得ません。

省みますに、北竜町へ帰町致しましてから早いもので30年が過ぎ、この間、拙寺の門徒の方々はもとより、多くの町民の皆様には大変お世話になりました。

何より、自然豊かで人間味溢れる北竜の地にての子育ては、都会では決して味わう事の出来ない貴重な時間であり、かけがえのない体験や経験となり人生に深く刻み込まれたいでございます。

これよりは、平成25年より北竜町教育委員として9年半にわたり微力ながら教育行政に携わさせて頂いた経験と共に、今日に至るまでお世話になった北竜町の為に尽くして参る所存でございます。

人口減少、超少子高齢化社会を迎え、様々な困難な課題を抱えていることも紛れもない現実ではありますが、北竜町開闢以来、先達方の弛まぬ努力を偲びつつ、町民皆様の叡智を頂きながら未来を担う子供たちに恩沢を継承していきますよう、邁進いたします事をお誓い申し上げます、一言、意を尽くしませんが広報特別委員長のご挨拶に代えさせていただきます。

（寺垣 信晃）



お知らせ

今月の行政相談

毎日の暮らしの中で行政が行っている年金、道路、河川、窓口サービス等に対する、不満や苦情、または要望や意見などを受け付けています。

相談は無料で、口頭・電話・手紙での相談はいつでも受け付けています。

【今月の定例相談日】

5月16日(火)
午後1時30分～3時30分

【場所】

老人福祉センター

【行政相談委員】

長谷川秀幸
TEL 34・2611



人権擁護委員の再任について

西川町内会 澤田正人さんが人権擁護委員に再任されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け（秘密は固く守られます）、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。尚、現在町内の人権擁護委員は、次の方々です。

- 西川 澤田 正人氏
- 碧水 瀬戸 照代氏
- 和本町 藤井 光子氏

心配ごと相談

民生委員児童委員・人権擁護委員による心配ごと相談を次の日程により開催いたします。

【日時】 6月1日(木)
午後1時30分～3時30分

【場所】 老人福祉センター

【担当者】

- 民生委員児童委員
竹内委員・鶴飼委員
- 人権擁護委員
澤田委員・瀬戸委員・藤井委員

障がい者相談員のお知らせ

障がいを持つ方々の様々な相談に応じ、より豊かな生活への援助を行うために各市町村に障がい者相談員が設けられています。

【北竜町の相談員】

- 身体障がい者相談員
山下 好晴氏 (三谷)
- 知的障がい者相談員
伊藤一三男氏 (板谷)

休日当番医

月日	医療機関名	医療機関名(歯科) <small>※診療時間は9時～12時</small>
5/3(水)	深川市立病院 TEL 22-1101	伊藤歯科医院 TEL 0125-52-2222
5/4(木)	深川市立病院 TEL 22-1101	杉澤歯科クリニック TEL 32-2832
5/5(金)	深川市立病院 TEL 22-1101	メープル歯科 TEL 0125-24-5800
5/7(日)	深川市立病院 (担当医・北竜町立診療所 浦本 幸彦) TEL 22-1101	芦別ふじい歯科医院 TEL 0124-22-1221
5/14(日)	深川市立病院 (担当医・深川第一病院 小松 英樹) TEL 22-1101	多比良歯科医院 TEL 0125-54-3510
5/21(日)	深川市立病院 (担当医・たかはし内科消化器内科 院長 高橋 公平) TEL 22-1101	おおさき歯科 TEL 0124-23-0648
5/28(日)	深川市立病院 (担当医・みきた整形外科クリニック 院長 三木田 光) TEL 22-1101	アヒコ歯科医院 TEL 0125-24-8711

ちびっこひろば

- 日時 5月10日(水) 10:00～11:30
場所 子育て支援センター室
内容 絵本で遊ぼう！
- 日時 5月24日(水) 10:00～11:30
場所 子育て支援センター室
内容 お散歩「ひなたぼっこ」

ピカピカキッズ (対象: 1歳児～)

- 日時 5月19日(金) 9:30～11:30
場所 子育て支援センター室
内容 講話「トイレトレーニング」

※新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。

北竜町地域子育て支援センター
TEL 34-8802

■夜間急病テレホンセンター TEL 22-4100

※急病のため夜間・深夜・土曜日の午後から診療を受ける場合は、夜間急病テレホンセンターに電話をしてから受診してください。

高齢者運転免許証 自主返納時の無料送迎日

65歳以上の方で、運転免許証を自主返納される方を対象に自宅から沼田警察署まで無料送迎を行います。

【5・6月の無料送迎日】

■ 5月19日（金）

※申し込み期限5月15日（月）

■ 6月20日（火）

※申し込み期限6月15日（木）

【申し込み先】

役場総務課庶務係

TEL 34・2111

人によさしい住環境 整備費の助成について

北竜町では介護を必要とする高齢者等が暮らしやすい住宅に改造しようとする町民に助成金を交付しています。

【対象者】

北竜町内に住所を有し、居住している住宅の改造工事の必要があると認められる方（ご本人の自立と介護の軽減が認められる場合）で、次の

①から③のいずれかに該当する方がご利用いただけます。
①おおむね65歳以上の介護を必要とする高齢者

②身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、日常生活を営むうえで介護を必要とする方

③前記①、②に規定する方と生計を同じくする扶養義務者又は生計中心者

【要件】

高齢者等が現に居住している住宅の浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所及び居室等のうち、高齢者等が利用する部分を改造する事業です。改造工事を行うことで高齢者等の自立が助長され、又は介護者の負担の軽減が図られるものでなければなりません。次

の①、②の場合は助成対象となりません。

①住宅の新築又は全面的な改築工事

②合併処理浄化槽設置に伴う便所改造工事

【手続き方法】

「人によさしい住環境整備助成金交付申請書」に、「設

計図」、「工事見積書」を添付し北竜町役場住民課福祉係へ提出して下さい。

北竜町地域ケア会議等での審査の上、決定・却下通知書により通知します。申請者は工事完了確認後、北竜町人によさしい住環境整備助成金請求書に施工業者の領収書と着工前、完成後が対比できる書類を添付し提出して下さい。

【助成金額】

経費の1/2の額（千円未満は切り捨て）とし、50万円を限度とします。ただし、36万円未満の工事の場合は対象となりません。

【助成の制限】

原則として同一住宅の改造については1回のみ助成対象です。介護等が必要な方は北竜町役場住民課福祉係または北竜町地域包括支援センターまでご相談ください。

【問い合わせ先】

役場住民課福祉係 もしくは北竜町地域包括支援センター
TEL 34・2111

ひまわりパークゴルフ場 年会費受付

パークゴルフの季節が到来しました。シーズン中にプレーをたくさん楽しむ方には、お得な年会費登録をお勧めします。

お申込み受付は、ひまわりパークゴルフ場管理棟（TEL 34・3600）で行っております。尚、証明写真は不要です。

【パークゴルフ場使用料金】

（中学生以下はすべて半額）
年会費券 12,000円
大人1日券 400円
用具貸出料（1セット） 200円



こころの健康相談

深川保健所では、こころの健康について専門の医師による無料相談を実施しています。相談を希望する場合は、お電

話による事前予約が必要となります。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【相談内容例】

眠れない日が続きやる気が起らない、こころが落ち込み何もしたくない、子供の心配事（不登校・引きこもりなど）

【相談日時】

■ 令和5年

5月15日（月）・6月16日（金）
7月19日（水）・9月8日（金）
10月16日（月）・11月15日（水）
12月15日（金）

■ 令和6年

1月15日（月）・2月21日（水）
3月15日（金）

○月曜日・水曜日

（午後1時30分～4時）

○金曜日

（午後2時～4時30分）

【場所】 深川保健所

【問い合わせ先】

健康推進課健康支援係
TEL 22・1421

**自動車税種別割の
納期限は5月31日です**

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税され、納税通知書が5月8日に発送されます。使用しない自動車は登録を抹消してください。

次の場合は手続きが必要です。

- 住所が変わったとき
- 自動車を売買ったとき
- 自動車を廃車にしたとき

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ
(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>) をご覧ください。

次の場合は、深川道税事務所までお問い合わせください。
①納税通知書が届かないとき
②やむを得ず納期限までに一括納付が困難なとき

【問い合わせ先】

深川道税事務所
TEL 23・3578



**インボイス制度説明会
について**

令和5年10月1日から導入される、適格請求書等保存方式（インボイス制度）について説明会が開催されます。

説明会は事前登録制です。

深川税務署の総合窓口、又は電話にて事前（各開催日の2日前の16時まで）にお申込みください。

【日時】

5月17日(水)、6月14日(水)
7月5日(水)、8月23日(水)
9月13日(水)、10月18日(水)

○午前10時～11時30分

【定員】 6人

【場所】

深川税務署2階会議室
(深川市4条15番3号)

【問い合わせ・申し込み先】

深川税務署調査部門
TEL 23・2261

令和5年度調理師試験

令和5年度調理師試験が次の通り実施されます。

【試験期日】 8月29日(火)

午後1時30分～午後4時

【試験地】 旭川市

【願書受付期間】

5月8日(月)～19日(金)

※郵送の場合は5月19日までの消印があるものに限り受付れます。

【受験資格】

令和5年5月19日までに2年以上調理の業務に従事した方（詳細はお問合せ下さい）。

【提出書類】

- ・調理師試験受験願書
- ・調理師試験受験者整理カード
- ・調理師試験入力通知書

【受験手数料】 6,900円

(北海道収入証紙)

【合格発表】 10月13日(金)

【願書配布・問い合わせ先】

深川保健所
TEL 22・1421



慣れた街 いつもの道でもみぎひだり

春の全国交通安全運動が5月11日から5月20日にかけて10日間実施されます。

【交通事故防止のポイント】

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車に乗るなら必ずヘルメット

令和4年中、北海道における自転車乗車中の死者は12人（前年比+10人）となり、大幅に増加しました。

○令和5年4月1日からヘルメット着用の努力義務が課せられています。ヘルメットを着用しましょう

北竜町の事件・事故の発生状況 (3月末現在)

犯罪の発生件数

	空き巣	工事場狙い	脱衣場荒らし	暴行	その他	合計
2023年	0	0	0	0	0	0
2022年	0	1	0	1	2	4

交通事故の発生件数

人身事故		物損事故	
2023年	0	2023年	15
2022年	3	2022年	41

令和5年度 北竜消防団新体制

4月1日付けで北竜消防団幹部が新体制となりましたのでお知らせします。

■団本部

団長 中山成幸
副団長 鶴飼孝志

■第1分団

分団長 續木裕己
副分団長 藤井明紀
部長 高橋孝行

【新】

班長 吉田巧
沖野学
松本和宏

小松修
【新】

■第2分団

分団長 山本光也
副分団長 北清直人

部長 岩倉祥隆
干場守
班長 鈴木公洋

江田正
辻洋平
高田幸喜

5月の 保健・介護予防 行事

- 認知症物忘れ相談 15日(月) 10:00～12:00 商業活性化施設ココフ会議室
 - 認知症物忘れ相談 22日(月) 10:00～12:00 碧水地域支え合いセンター
- ※変更になる場合がありますので、防災無線等でご確認ください。

地域おこし協力隊員発信 親子料理教室の講師 Vol.4



地域おこし協力隊の中野千晶さんと西島保秀さんが、教育委員会主催の親子料理教室で講師を務めました。先月号のスープに続いて、教室で調理したパスタのレシピを掲載します。左：中野千晶さん 右：西島保秀さん

【ディアボラ風スパゲティ】

■材料：2人分

- ・とりもも肉1枚
- ・トマト1個
- ・にんにく1片
- ・ひまわり油適量
- ・一味唐辛子(お好みで)
- ・パセリ少々
- ・塩、黒胡椒適量
- ・スパゲティ2人前
- ・粉チーズ適量

■下ごしらえ

- ・とりもも肉とトマトは、2～3cm角に切る
- ・とりもも肉に塩と黒胡椒で下味を付ける
- ・にんにくを潰しておく

■作り方

- ①フライパンにひまわり油と潰したにんにくを入れ、弱火で香りが出るまで火にかける。
 - ②フライパンからにんにくだけを取り出し、とりもも肉を中火で炒める。
 - ③とりもも肉に火が入ったら、トマトを入れ煮詰めて、塩・黒胡椒で味を調える。
 - ④鍋にお湯を入れて、塩を入れてスパゲティをゆでる
※1リットルの水に、塩10g程度が目安
 - ⑤茹で上がったスパゲティを、鶏肉とトマトのフライパンに入れ絡める。
 - ⑥お好みで粉チーズと一味唐辛子をかけて混ぜる。
 - ⑦お皿に盛り、パセリのみじん切りを載せる。
- ◎追いチーズもおすすめ！
◎とりもも肉は、コンソメで2～3時間煮ると柔らかくなりさらに美味しくいただけます！





北竜町住宅用

太陽光発電システム設置補助金の 令和5年度分の受付を開始します

「太陽を味方につけたまち」として、北竜町では住宅に太陽光発電システムを設置する場合、その費用の一部を助成する制度があります。

○補助金額

1kw当たり7万円(上限28万円)
※今年から7万円増額しました。

○申込期間(令和5年度)

令和5年5月1日から12月20日まで

○申込方法

交付要綱(役場建設課にあります。町のホームページでも入手できます)をご覧ください、必要書類を役場建設課に提出願います。

※町のホームページにて、町内での過去の発電実績を公表していますので是非ご覧ください。

【問い合わせ先：役場建設課建築住宅係 TEL 34-2111】



畜犬登録と 狂犬病予防注射



生後91日以上の子犬を所有されている方は、畜犬登録が必要です。また、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければなりません。町では、本年度も下表のとおり狂犬病予防注射の集合接種を実施しますので、最寄りの会場で予防注射をお受けください。

なお未登録の子犬を所有されている方は、住民課窓口で事前に登録申請するか、予防注射の会場で申し出てください(※死亡した犬がいる場合についてもご連絡ください)。

月日	時間	場所	月日	時間	場所
5月8日(月)	9:00~9:05	美葉牛研修センター前	5月8日(月)	10:40~10:45	川瀬崇宅前
	9:15~9:25	岩村コミセン前		10:50~11:00	北竜ダンボール横 (旧老人憩いの家跡地)
	9:30~9:40	古作会館前		11:05~11:15	和コミセン前
	9:55~10:00	西山治男宅前		11:20~11:30	農村環境改善センター前
	10:05~10:10	ひまわり青年会館前		11:35~11:45	旧瑞穂会館前
	10:15~10:30	板谷コミセン前		11:55~12:00	服部政二宅前
	10:35~10:40	宮井扶美江宅前			

■登録料 1頭 3,000円 ■予防注射料(注射済票含む) 1頭 3,240円
※お釣りの無いようにご準備ください。

【問い合わせ先：役場住民課町民生活係 TEL 34-2111】



マイナンバーカード普及促進事業について

● マイナポイントは2023年9月末まで申し込み期間が延長されました！

マイナポイントは、電子マネーやQRコード決済などのキャッシュレス決済サービスに対して付与され、マイナンバーカード取得時の5,000ポイント、保険証機能の紐付けによる7,500ポイント、公金口座紐付けによる7,500ポイントの全部で20,000円分のポイントで、お持ちのスマホからマイナポイントの無料アプリをダウンロードしていただくことで簡単に申請することが出来ます。

スマホをお持ちでない方や、申請方法が不安な方は役場住民課窓口にて申請することも可能なほか、郵便局やコンビニ等でも申請することが出来ますので、まだ申請がお済みでない方はぜひお申し込みください。

詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧くださいか、住民課戸籍年金係にご相談ください。

なお、マイナポイントの申込は、2023年2月末までにマイナンバーカードの申請を行った方が対象となっておりますので、ご留意願います。

● マイナンバーカードの時間外窓口開設のお知らせ

下記の日程でマイナンバーカード関連手続きの窓口を開設しますので、ぜひ、ご利用ください。必要書類については、手続きにより異なりますので、事前にお電話でお問い合わせください。

※時間外窓口では転入・転居・転出などの住所の異動、印鑑登録、証明発行業務等はいりませんのでご注意ください。

【日時】 5月22日（月）～ 午後7時

【場所】 すこやかセンター住民課窓口

■ 問い合わせ先：TEL 34-2111（役場住民課戸籍年金係）

国民
年金

こくみん
ねんきん

国民年金保険料は 前納支払いがお得です!!

令和5年度の国民年金保険料は、1ヶ月16,520円です。

この保険料をまとめて現金払いする事により割引があります。また、口座振替の場合は、当月分をその月の末日までに支払う【早割】や6ヵ月・1年・2年前納などの割引制度があります。

《令和4年度国民年金保険料の現金納付と口座振替の比較》

	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	16,520円	—	99,120円	—	198,240円	—
現金納付（前納）	—	—	98,310円	810円	194,720円	3,520円
口座振替（前納）	16,470円	50円（早割）	97,990円	1,130円	194,090円	4,150円

※「割引額」は「毎月納付」（通常納付）した場合との差額を示しています。

■ 問い合わせ先 役場住民課戸籍年金係 TEL 34-2111



水と土を
ほくりゆう

北竜土地改良区

本年度予算を通常総会で可決
予算総額585,758千円
10アール当賦課金：甲地区8,100円／乙地区6,480円



北竜土地改良区
理事長 深瀬 純一

日頃より本土土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に特段のご理解をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況も減少傾向にあり、3月13日より個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。しかしながら、再度感染拡大する可能性があり、まだ予断を許さない状況が続いています。発生動向を注視しながらこれまで見送られてきた諸会議や研修会等を再開し、幅広く組合員の声を求めていきたいと考えております。

国の令和4年度補正予算により畑地化促進事業に係る事業実施要望調査がございました。水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産

が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するものでございまして、当区と致しましても北竜町、きたそらち農業協同組合様との連携を図りながら組合員の皆様に意向調査等行っている所でございます。

今年も経営体北竜南2、北竜南1地区の継続施工があり、新規地区として渭の津2地区がございます。期成会、関係組合員の御協力を宜しくお願い致します。

計画的な土地改良事業の推進と事業の早期完了には何といたしても予算の確保が重要であります。令和5年度予算獲得と合わせ上部関係団体と一体となり、要請活動を行い、良い成果を上げられる様、努力して参りたいと思っております。

最後になりますが、担い手の減少や高齢化、米政策の見直し、さらに新型コロナウイルスによる経済的なダメージ等農業をめぐる情勢は依然厳しい

ものがありますが、経費の節減、積立金の効率的な運用、中心経営体農地集積促進事業に取り組み、組合員の負担軽減に役員一致協力して参りたいと思っておりますので、特段のご理解をお願い申し上げます。令和5年が最良の年になります事を御祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

職員の採用について

■伊藤 優哉
いとう ゆうや

■平成17年1月11日生

■管理課（管理係）

令和5年4月1日付けで管理課（管理係）として採用されました。一日も早く仕事を覚え組合員並びに役職員の皆様に信頼されるよう一生懸命努力し、頑張つて参りますので宜しく願います。

北竜土地改良区 職員募集

北竜土地改良区は令和5年度採用の技術職員を1名募集しています。

土木か農業土木を履修し、土木技術者あるいは類似の職業を業務経験したいずれも22歳から35歳までの者。かつ、北竜町内在住又は将来的に北竜町内在住可能な方で、健康で体力に自信があり、積極的に業務に取り組める方。

応募者は、履歴書、職務経歴書（関係書類写）を北竜土地改良区まで提出してください。

■受付期間

5月1日（月）～
6月15日（木）

■問い合わせ先

北竜土地改良区総務課
TEL 34・2311



令和5年度通常総会で収入支出予算などを可決

本年度の通常総会が去る3月22日北竜町合同庁舎において開催され、新型コロナウイルス感染予防対策を鑑みて対応させていただきました。議長に志部谷悟氏、議事録記名人に松田力晃氏、干場守氏をそれぞれ選任して別掲のとおり全議案が可決されました。

議案	件名	内容	結果																																																		
第1号	北竜土地改良区財産処分(交換)の一部変更について	<p>土地改良施設財産を普通財産に用途廃止し交換する。</p> <p>◇譲受</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>現況地目</th> <th>面積</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西4番25</td> <td>田</td> <td>36㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西5番41</td> <td>田</td> <td>301㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西287番5</td> <td>田</td> <td>68㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西310番8</td> <td>田</td> <td>36㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆譲渡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>現況地目</th> <th>面積</th> <th>譲受先</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西186番3</td> <td>用悪水路</td> <td>301㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西259番2</td> <td>用悪水路</td> <td>53㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西287番2</td> <td>用悪水路</td> <td>19㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>雨竜郡北竜町字竜西310番10</td> <td>用悪水路</td> <td>68㎡</td> <td>㈱竜西農場</td> <td>無償</td> </tr> </tbody> </table>	所在	現況地目	面積	譲受先	摘要	雨竜郡北竜町字竜西4番25	田	36㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西5番41	田	301㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西287番5	田	68㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西310番8	田	36㎡	㈱竜西農場	無償	所在	現況地目	面積	譲受先	摘要	雨竜郡北竜町字竜西186番3	用悪水路	301㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西259番2	用悪水路	53㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西287番2	用悪水路	19㎡	㈱竜西農場	無償	雨竜郡北竜町字竜西310番10	用悪水路	68㎡	㈱竜西農場	無償	原案可決
所在	現況地目	面積	譲受先	摘要																																																	
雨竜郡北竜町字竜西4番25	田	36㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西5番41	田	301㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西287番5	田	68㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西310番8	田	36㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
所在	現況地目	面積	譲受先	摘要																																																	
雨竜郡北竜町字竜西186番3	用悪水路	301㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西259番2	用悪水路	53㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西287番2	用悪水路	19㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
雨竜郡北竜町字竜西310番10	用悪水路	68㎡	㈱竜西農場	無償																																																	
第2号	令和4年度会計収入支出第3回補正予算について	既定補正予算額より10,501千円を減額し、第3回補正予算額を504,321千円とするもの。	同																																																		
第3号	令和5年度事業計画について	令和5年度北竜土地改良事業計画について説明するもの。	同																																																		
第4号	令和5年度北竜土地改良区配水計画について	農業用の用水施設の管理を行うにあたり、利水規定を策定し配水計画を定めるもの。	同																																																		
第5号	北竜土地改良区定款の一部変更について	畑地化促進事業の発足に伴い、対象の農地の変更に対応するため定款の一部を変更するもの。	同																																																		
第6号	北竜土地改良区地区除外等処理規程の一部変更について	畑地化促進事業の発足に伴い、地区除外等処理規程の一部を変更するもの。	同																																																		
第7号	北竜土地改良区畑地化協力金徴収規程の制定について	畑地化促進事業の発足に伴い、畑地化協力金徴収規程の制定をするもの。	同																																																		
第8号	北竜土地改良区会計細則の一部変更について	畑地化協力金徴収規程の制定に伴い、科目の追加をするもの。	同																																																		
第9号	北竜土地改良区積立金規程の一部変更について	畑地化促進事業の発足に伴い、積立金規程の一部を変更するもの。	同																																																		
第10号	道営土地改良事業分担金の納入について	<p>道営土地改良事業(渭の津2地区)に伴う分担金の納入について、北海道土地改良事業分担金等徴収条例に基づき負担する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>道営土地改良事業</td> </tr> <tr> <td>地区名</td> <td>渭の津2地区</td> </tr> <tr> <td>負担予定額</td> <td>道営事業費の50%</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>北海道が指定する期日とする</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	道営土地改良事業	地区名	渭の津2地区	負担予定額	道営事業費の50%	納入期限	北海道が指定する期日とする	同																																										
事業名	道営土地改良事業																																																				
地区名	渭の津2地区																																																				
負担予定額	道営事業費の50%																																																				
納入期限	北海道が指定する期日とする																																																				

議案	件名	内容	結果												
第11号	令和5年度 農林漁業資金借入について	土地改良事業費の一部を日本政策金融公庫より借入するもの。 本年度借入額 135,875千円	原案可決												
第12号	中心経営体農地集積促進事業(通年施行)の実施について	道営土地改良事業(北竜南2、北竜南1地区)実施地区において、通年施行するにあたり補助金を申請し、補助率55%の補助を受けるもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業名(地区名)</td> <td style="text-align: center;">道営土地改良事業(北竜南2、北竜南1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td style="text-align: center;">事業費の55%</td> </tr> </table>	事業名(地区名)	道営土地改良事業(北竜南2、北竜南1)	補助率	事業費の55%	同								
事業名(地区名)	道営土地改良事業(北竜南2、北竜南1)														
補助率	事業費の55%														
第13号	令和5年度 積立金の会計繰入について	令和5年度会計に充当するため、積立金の一部を繰入するもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">積立金の種類</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">付記</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金</td> <td style="text-align: center;">996,000</td> <td style="text-align: center;">事業費充当の為</td> </tr> </table>	積立金の種類	金額	付記	中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金	996,000	事業費充当の為	同						
積立金の種類	金額	付記													
中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金	996,000	事業費充当の為													
第14号	令和5年度 賦課金の徴収率及び徴収額並びに時期方法について	賦課基準日 5月1日 ◇経常賦課金 ・維持管理 10a当り 甲地区 8,100円 乙地区(畑) 6,480円(甲地区の80%) A地区 850円 ※農業の継続発展の為、当区管内行政における新規就農者誘致特別措置条例に規定する新規就農認定を受けた組合員に対して申し出があった場合には、甲地区に該当する経常賦課金の80%の徴収とする。 ・維持管理(北竜南2地区、北竜南1地区)(中心経営体農地集積促進事業) 10a当り 甲地区 27,450円 北竜南2地区、北竜南1地区 61,000円(45%) ※2期分で徴収 徴収率 第一期 30% 第二期 70% 徴収時期 第一期 納入通知 6月15日 第一期 納入通知 7月31日 第二期 納入通知 6月15日 第二期 納入通知 11月15日 徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。 ◇特別賦課金 地区ごとに事業費割、地積割で賦課する。 徴収時期 納入通知 6月15日 納入期限 11月15日 徴収方法 組勘、普通預金、現金にて徴収する。	同												
第15号	令和5年度 加入金の徴収について	令和5年度中において、当区の地区に編入される土地に対しての加入金を徴収するもの。 10a当り 20,000円 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。	同												
第16号	令和5年度 決済金の徴収について	令和5年度の決済金の徴収を、地区除外等処理規程第6条第1項及び第2項に基づき、決済金の額、徴収の時期及びその方法を定めるもの。 10a当り 甲地区 104,770円 A地区 850円 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。	同												
第17号	令和5年度 畑地化協力金の徴収について	令和5年度の畑地化協力金の徴収を、畑地化協力金徴収規程第6条に基づき、畑地化協力金の額、徴収の時期及びその方法を定めるもの。 10a当り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">地区名</td> <td style="text-align: center;">維持管理費差額</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">残耐用年数</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">畑地化協力金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乙地区</td> <td style="text-align: center;">1,620円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24,300円</td> </tr> </table> 徴収期日 納入通知書に記載された期日とする。	地区名	維持管理費差額	×	残耐用年数	×	畑地化協力金	乙地区	1,620円		15年		24,300円	同
地区名	維持管理費差額	×	残耐用年数	×	畑地化協力金										
乙地区	1,620円		15年		24,300円										
第18号	令和5年度 役員報酬の決定について	理事、監事の役員報酬については提出議案の定めるところにより決定するもの。	同												
第19号	令和5年度 一時借入金 借入先最高限度額の決定について	運営並びに事業経理資金として、一時借入金、借入先、最高限度額を決定するもの。 きたそらち農業協同組合北竜支所 外2金融機関 最高限度額 80,000千円	同												
第20号	令和5年度会計 収入支出予算について	令和5年度会計 予算額を585,758千円とするもの。	同												

令和5年度 財源調書

科目	予算額	比率	農林漁業資金	一般賦課金	10a当	特別賦課金	その他		
運営費	一般管理費	54,235,000	9.2%		53,449,000	2,193		236,000 50,000 500,000	雇用保険他 排水農協負担分 排水町負担分
	固定資産取得	356,000	0.1%		326,000	13		30,000	財産処理
	出資金取得	1,000			1,000				
	基本財産積立	300,000	0.1%		185,000	8		115,000	利子収入
	特定資産積立	143,770,000	24.5%		30,542,000	1,253		104,134,000 7,614,000 360,000 996,000 124,000	決済金、畑地化協力金 転用決済積立収入 畑地化協力金積立収入 中心経営体繰入 利子収入
	土地改良事業 運営負担金	41,100,000	7.0%		41,100,000	1,686			
	雑支出	107,000	0.1%		107,000	4			
	繰越金	1,000			1,000				
小計	239,870,000	41.0%		125,711,000	5,157		114,159,000		
事業費	土地改良事業	85,313,000	14.5%		46,790,000	1,919		21,976,000 7,624,000 1,800,000 800,000 6,323,000	中心経営体促進補助 水利施設補助 調査受託 監督補助受託 基幹水利管理受託
	土地改良事業 負担金	149,798,000	25.5%	135,500,000	14,298,000	587			
	借入金返済・ 支払利息	105,369,000	18.0%		61,587,000	2,527	30,026,000	8,756,000 5,000,000	事業償還負担 任意繰上償還
	予備費	5,408,000	1.0%		5,408,000	222			
	小計	345,888,000	59.0%	135,500,000	128,083,000	5,255	30,026,000	52,279,000	
合計	585,758,000	100.0%	135,500,000	253,794,000	10,412	30,026,000	166,438,000		

科目	予算額	10a当	附記
經常賦課金	217,528,000	8,925	促進費分含
附帯事業	818,000	1,487	36,266,000
助成金等	370,000		
前年度繰越金	35,000,000		
諸収入外	78,000		
合計	253,794,000	10,412	

道営土地改良事業について

地区名	工期	令和5年度事業費	事業費総額
北竜南2	平成27～令和5年度	470,000千円	3,567,000千円
北竜南1	平成30～令和8年度	614,000千円	4,292,000千円

令和5年度配水計画

組合	支線	5/1～5/10	5/11～5/25	5/26～6/30	7/1～7/10	7/11～8/31
		徐々に水量を増やす	代掻期	普通期	深水期	普通期
美葉牛	沼の沢、上田川、三線川	0.23	0.45	0.28	0.41	0.28
	尻無川、五の沢川、四の沢川					
岩村	三の沢川、岩村線第1、岩村線第2、四戸	0.14	0.37	0.24	0.31	0.22
	一の沢川					
碧水	八戸、高台	0.19	0.34	0.23	0.32	0.23
	美葉牛、北竜幹線直下、碧水					
古作	古作北	0.15	0.23	0.14	0.21	0.14
	古作南					
西川	西川線	0.06	0.10	0.06	0.09	0.06
	小豆沢線					
板谷	中の岱線、中の岱幹線	0.03	0.60	0.40	0.55	0.40
	第3支線北、第3支線南					
和	和、和川端	0.38	0.61	0.39	0.56	0.39
	培本社					
三谷	19区	0.13	0.21	0.13	0.19	0.13
	瑞穂	0.19	0.30	0.18	0.27	0.18
	ペンケ	0.01	0.01	0.01	0.007	0.007
	三谷上流、三谷下流	0.23	0.37	0.23	0.33	0.23
恵竜	恵岱別本線、石油沢、4号線	0.58	1.15	0.73	1.04	0.73
	5号線、6号線、恵岱別線上流 恵岱別線下流					
涇の津	1支線、2支線、3支線 幹線中支線	0.49	0.96	0.60	0.87	0.60

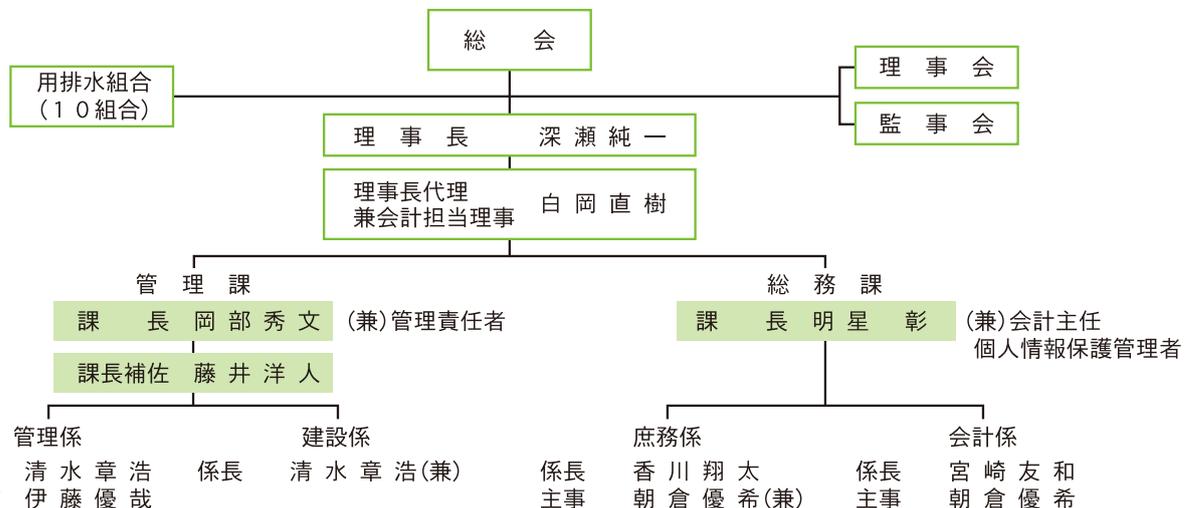
通水量 m³/s

《お知らせとお願い》

- 農業用水の利水にあたり、草刈、ごみ上げ、泥上げ等の通常の維持管理を従来通り行うよう改めてお願い致します。又、改良区施設の要望等については、改良区管理となっておりますので改良区に連絡を入れてください。
- 6月から8月中に年二回位用水路の草刈及び浚渫をお願いしたい。
- 上記の草刈及び浚渫は無論、小破修理においても組合員相互の連絡を密にし、用排水愛護に努めていただきたい。
- 台風、大雨、ゲリラ豪雨の天気予報時は事前に減水又は断水を行うことがあります。
- 天候が回復しても河川の増水及び濁水が原因で、取水が遅れる場合があります。
- 揚水機地区は濁水時、ポンプの故障の原因となるため、ある程度時間を置いて運転願います。
- 幹線草刈等の時に減水します。
- 沼田ダム、恵岱別ダムの雨量が少なく貯水量低下が著しい場合は、交替水となりますのでご協力お願いします。
- 交替水の場合、改良区役職員、用排水組合長、支線長で会議を行います。
- 落水日は8月31日です。落水日より早く落水したい地区は支線長を通してご連絡ください。

北竜土地改良区機構図

令和5年4月1日現在



届け出をお願いします！

組合員の資格に変更があった場合	農地を転用する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の死亡により、農地を相続した場合 ・住所や組合員名を変更する場合 ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合 ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を宅地等の農地以外に転用する場合 ・農地が道路等の公共工事で買収された場合
<p>農業委員会、農協、役場で手続きを行っても、土地改良区に届け出がなければ台帳等の修正は行われませんので御注意ください。</p> <p>各種届出様式は土地改良区で準備しておりますので印鑑等を御持参の上、手続きをお願いします。</p>	

農地を転用する場合、決済金がかかります

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 水田を宅地等に変更する場合、本土地改良区の意見書が必要ですが、交付されるまで現地調査等の事務手続きに一週間前後の日数を頂きますので余裕を持って申請してください。
- 公共道路の転用申請の場合、事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようにお願いします。

子供たちを水難事故から守ろう！

今年も通水時期に入り、用排水路に一斉に水が入り満水状態になります。当区としても事故防止に万全を期し、色々な啓蒙活動を展開しておりますが、町民の皆様の御協力や注意が無ければ事故を防ぐことが出来ません。そこで保護者の皆様をお願いします。ダム、頭首工、用排水路などの危険な場所には子供さん達を絶対に近づけない様、事故防止啓発方宜しくをお願いします。

水路等にごみを捨てないで！

用水路等にビニール、汚物等「ゴミ」を投げ込まれますと、通水に支障をきたすだけでなく下流の方に大変迷惑をかけると共にサイフォンの呑口でスクリーンに集中しますと、水路があふれ農作物被害、あるいは崩壊による災害の恐れもございますので、絶対に投げ込まないよう御協力宜しくをお願いします。



年金生活者支援給付金 請求手続きのご案内



年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。
なお、裏面の支給要件に該当しない場合は支給されません。

■請求手続きの流れ

- ① 請求書に、氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出
※これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。
↓ 郵送による提出も可能
- ② 審査結果の通知が日本年金機構から到着
※年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後にお送りします。
↓ 支給決定通知が届いた場合
- ③ お支払い月の上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着
- ④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給

- ・ 給付金のお支払いは、原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。例えば、4月分と5月分を、6月中旬(年金の支払い日と同日)に振り込みます。
- ・ 原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

●留意事項

■添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
※所得情報を確認できない場合など、提出をお願いします。
- ※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■問い合わせ先

【ねんきんダイヤル】
TEL 0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話からおかけになる場合は
TEL 03-6700-1165

■給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

■年金生活者支援給付金が支給されない場合

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
①日本国内に住所がないとき
②年金が全額支給停止のとき
③刑事施設等に拘禁されているとき
※①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ご記入が困難な場合

- 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名などをご記入いただけます。この場合は、ご本人の印による押印が必要となります。

ようこそ北竜へ

この春から北竜町で働く事になった方々をご紹介します。



真竜小学校
くまがい あや
熊谷 彩 教諭



真竜小学校
たかはし ゆき
高橋 由紀 教諭



真竜小学校
きたがわ ごうじ
北河 剛治 教頭



真竜小学校
かまだ さだお
鎌田 定男 校長



真竜小学校
さとう あやか
佐藤 綾香 臨時教諭



真竜小学校
たかはし こういち
高橋 浩一 教諭(会計年度
任用職員)



真竜小学校
たかはし ひろゆき
高橋 宏之 教諭



真竜小学校
かわた さとこ
川田 恵子 教諭



北竜中学校
てづか ただお
手塚 忠生 公務補



北竜中学校
なんば りょう
南波 凌 教諭



北竜中学校
うえすぎ てるひろ
上杉 晃弘 校長



真竜小学校
はやし あすか
林 明日香 臨時教諭



永楽園
かわべ まいこ
川辺 麻衣子 看護師



永楽園
ほしの しゅうじ
星野 修治 介護員



北竜消防
いしだ りくと
石田 陸翔 さん



北竜町役場 産業課
さいとう きょうや
斉藤 響也 さん

診療所 だよ



No. 296
診療所長 浦本幸彦

まご ば か
孫 馬 鹿

新入生、新社会人は新しい生活に馴染んだでしょうかね。コロナ禍も徐々に薄れてきています。過ごしやすい毎日を送ってほしいですね。

先日、可愛らしくて嬉しい手紙を頂きました。

今年、小学一年生になった孫(女の子)からの手紙です。

ランドセルをプレゼントしたお礼の手紙でした。

ランドセルの絵も描いてくれていました。

孫が色からスタイル、細かい金具の仕様まで指定したこだわりの逸品です。

じいちゃんは指定されたものを携帯からポチリとするだけでした。なのにこちらの労力の何倍も感謝されました。孫の喜んだ気持ちが鮮烈に伝わりました。

最近ネットで見たおばあちゃんの言葉で「人を愛するなら愛された人が愛されたと実感できるような愛し方をしなさい」というのがありました。

兎角日本人は控え目でシャイで自己主張、自己顕示は得意でなく、あまり良い印象で

はない場合が多いですよ。

星飛雄馬の姉ちゃんのように人知れず扉の陰からそっと見守るのが美德とされる時代もありましたよね。

そんな時代の中でもこんな風に真髓をついてくる言葉を持つているおばあちゃんが居たことに驚きました。

薄っぺらな言葉の羅列や大げさなアピールは下品ですが、大切な事を相手に的確に伝える事はとても大事です。相手を想う気持ちだけでは単なる自己満足です。上手に上品に相手に届ける事が必要です。

今回は孫が感謝をする際にじいちゃんがすつごく感謝されたと実感するような立派な感謝をしたという事です。

さて一通り孫自慢が終わったところで本日の本題です。

偉大なるおばあちゃんの言葉を借りると、僕は「診察された人が診察してもらったと実感できるような診察をしているか？」です。

大きな病院とは異なり一見さんの少ない馴染みの患者さんばかりの診療所ですので仲

は良いです。(つもりです)

ただし僕の脳みそがちよつと一般的ではないので猫なで声で甘い言葉は言えません。優しい言動が恥ずかしいので逆に乱暴でぶつきらぼうな言動となります。

責めてはいけません人の脳の多様性を認めてあげて下さい。

ですから指導の際は芝居がかつたセリフ回しでやります。ただし自分の思いは伝わっていると思わずお互いの大切な関係性を築くことが大前提だと思っています。

上手に上品に関係を築くことが大切です。上手じゃ無いし決して上品でもないわ。

言葉の上品さと中身の上品さは一致しない場合もあるでしょうけど、思い込みの危険性もありますよね。

でも変な脳みそはなかなか変えられないしね。

そうだ！ここは患者さんに「診てもらったら診た人がしっかりと診たと実感できるような診せ方」をお願いするしかないかな。すんません。お後がよろしいようで。

北竜町立診療所 休診日のお知らせ

5月24日(水)は午後1時30分より浦本先生が深川市において介護認定審査会に出席のため、午後より休診となります。午前中は診察を行っています。



ひまわり大学卒業式

3月16日にひまわり大学の卒業式を実施しました。令和4年度は64名の学生が入学、そのうち各講座の半数以上に出席した47名の学生が卒業となり、10名の学生が皆勤賞を受賞しました。

今回も卒業式後の謝恩会は実施できませんでした。が、感染症対策を徹底し、第51回目の卒業式を行うことができました。



スポーツ教室の実施

3月9日に碧水生きがいセンターにて、フットサル（室内サッカー）を実施しました。

基本的なルールや動きなどを練習した後に3チームに分けてリーグ戦を行いました。得点が入った時には歓声があがり、楽しみながらも冬の運動不足解消になる充実した教室となりました。



図書館から新刊のお知らせ

「古代ギリシア人の24時間」… P・マティザック
「絹の家」… A・ホロヴィッツ
「魔女と過ごした7日間」… 東野 圭吾
他、多数の新刊が入りました。

真竜小学校新一年生に記念品を贈呈

真竜小学校に入学する新入学生へ、平井和子さん（碧水）、山田孝雄さん（和本町）より、ひまわりの形に編み込まれたキーホルダーと賽銭箱型の名前入り貯金箱2点が寄贈されました。

記念品は4月7日の真竜小学校入学式当日に新しい教科書と共に先生から新入学生に受け渡されました。



平井 和子 さん 作



山田 孝雄 さん 作

5月の生涯学習カレンダー

月日	行事名	場所	時間
13日(土)	春のフットパス	公民館	8:30～
18日(木)	ひまわり大学入学式	公民館 大ホール	10:00～
21日(日)	陸上教室	真竜小学校 グラウンド	10:00～
27日(土)	子どもと高齢者の ふれあい事業（種まき）	改善 センター	10:00～

公民館・改善センター 図書館・郷土資料館の休館日

5月 1・8・15・22・29日（毎週月曜日）

図書館・郷土資料館の開館時間

火～土曜日 9:00～18:00 / 日曜日 9:00～17:00

※新型コロナウイルスの影響により掲載した行事や、施設の開館状況が変更される場合があります。

わが家のひまわり

川村 奏介^{そうすけ} くん

令和4年3月30日生まれ



父 川村 祐太 さん
母 まり子 さん

お姉ちゃんたちと仲良く
元気いっぱい大きくなってるね！

戸籍の窓口

■お悔やみ申し上げます

和 五十嵐 雅弘 氏

53歳(3月17日)

ご厚志

ありがとうございました

生前のお礼として

社会福祉協議会へ

和 五十嵐 美恵子 様

春夏秋冬

困解く影八方に安らぐ地

もう会えぬ人のつづきて木の芽雨

種芋のインカの目ざめ何思う

町内に三年ぶりの入学児

新聞を配る夜明けに鳥帰る

露のとう味覚目ざめて夕の膳

流水の軋みの痛さ師の基根

学び舎や昭和はるかに春霞

山本 玲子

山岸 正俊

阿部 れい子

吉尾 広子

山下 好晴

中島 雅子

宮脇 美和子

佐藤 美智子

令和6年 20歳を祝う会 (旧成人式) 開催のお知らせ

令和6年の20歳を祝う会を以下の通り開催しますのでお知らせいたします。式典のご案内は対象者へ11月中旬頃に送付します。

と き：令和6年1月6日(土)
と ころ：北竜町公民館 大ホール

- ① 北竜町に住民登録されている方
(平成15年4月2日～16年4月1日生まれの方)
- ② 北竜町出身で現在町外に居住されている方
(ご家族が北竜町に在住されている方)
- ③ 本人が中学校卒業時まで在籍していた方
※①～③に該当せず、以前本町に居住していた方で式典に出席を希望される方は、教育委員会へご連絡ください。

【問い合わせ先】

教育委員会社会教育係 TEL 0164-34-2553

まちの動き

4月1日現在 (前月比)

世帯数 791世帯(±0)

人口 1,663人(-8)

男 793人(-5)

女 870人(-3)

(外国人含)